

横浜市ケアマネジメントの質向上のためのケアプラン点検 実施要綱

1 目的（内容）

横浜市ケアマネジメントの質向上のためのケアプラン点検とは、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、健全なる給付の実施を支援するためのものです。

具体的には、お申込みいただいた介護支援事業所において、日頃介護支援専門員の皆様が作成しているケアプランを提出いただき、「面談方式」により横浜市介護支援専門員協議会の主任ケアマネジャー、横浜市（保険者）と協働点検作業を行います。対話を通して、様々な考えに触れることで悩み等を共有し、新たに「気づき」を得ることを目的としています。介護支援事業所と保険者が力を合わせ、横浜市全体のケアマネジメントの質の向上を図ります。

2 対象

横浜市内の居宅介護支援事業所等（1事業所あたりケアプラン1件※）

※より多くの事業所にご参加いただく為、令和6年度は1事業所1件とします。

3 面談実施予定および申込み期間

	面談実施予定	ケアプラン数	申込み期間
第1期	令和6年5月～6月	30件	令和6年4月1日（月）～ 令和6年4月30日（火）
第2期	令和6年7月～8月	28件	令和6年5月1日（水）～ 令和6年5月31日（金）
第3期	令和6年9月～11月	48件	令和6年6月1日（土）～ 令和6年6月30日（日）
第4期	令和6年12月～令和7年2月	44件	令和6年9月1日（日）～ 令和6年9月30日（月）

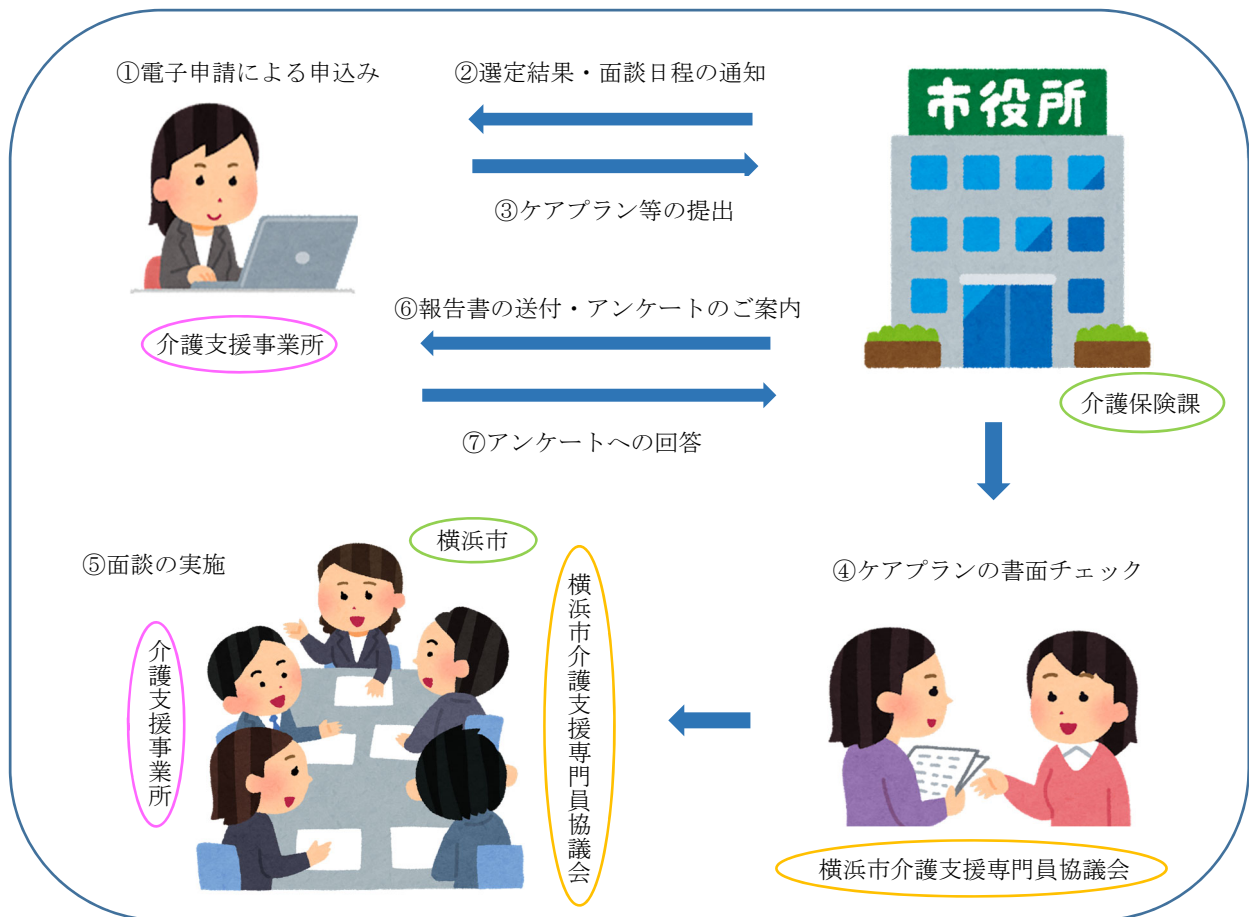
4 申込み方法

横浜市電子申請システムより、**事業所単位**でお申込みください。

※申込み多数の場合、期日前に締切る場合があります。

※令和4、5年度に実施した事業所の申込みも可能ですが、申込み状況によっては未実施の事業所を優先する等、ご希望に添えない場合があります。

5 お申込みからの流れ



①電子申請による申込み

- ・パソコンまたはスマートフォンからお申込みください。
- ・横浜市ホームページから横浜市電子申請システム（外部サイト）へアクセスしてください。
- ・面談希望日について第1希望から第3希望まで選択してください。

横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/keapurantenken.html>



QRコード

②選定結果・面談日程の通知（メール）

お申し込み時にご登録いただいたメールアドレス宛にご連絡します。

※面談希望日の1か月前までに連絡がなかった場合は、お手数ですが担当宛にご連絡ください。

③ケアプラン等の提出

②の通知メールの記載された内容を確認の上、原則、電子申請(※)により資料の提出をお願いします。
(提出先の電子申請 URL はメールに記載)

※電子申請での提出が難しい場合

- ・封筒に「ケアプラン点検資料在中」と記載の上、資料一式をご郵送ください。
- ・提出先は「7 問合せ先」となります。また、送料は事業所負担となります。

【提出する資料（要介護認定者のケアプラン）】

- 居宅介護サービス計画書〔写し〕
 - 第1表 居宅サービス計画書（1）
 - 第2表 居宅サービス計画書（2）
 - 第3表 週間サービス計画表
- アセスメントシート〔写し〕
- 課題整理総括表または課題整理がわかる書類〔写し〕

資料提出時の留意点

1. 提出前に資料一式について個人情報をもマスクングした上、スキャナーで読み取る等して、PDF形式のデータを作成してください。
2. 作成したデータを、電子申請でアップロードしてください。

【マスクングする項目】

- ・利用者名、家族の情報（名前、生年月日の「月日」、住所、電話番号、被保険者番号、勤務先等）
- ・関係機関の情報（職員名、携帯番号等 特定の職員に関する情報）
 - ※対象外 利用者の心身の状況や関係性が分かる項目「年齢」「続柄」「役職」等
 - ホームページに記載されているサービス事業所や医療機関の情報
 - 居宅サービス計画作成者氏名

④ケアプランの書面チェック

ケアプランの書面チェックは、横浜市介護支援専門員協議会の主任ケアマネジャーが行います。

⑤面談の実施

面談は、横浜市介護支援専門員協議会の主任ケアマネジャーが、事前にご提出いただいたケアプランをもとに対面（市庁舎内会議室）またはオンライン（Zoom）にて実施し、横浜市（保険者）の職員がオブザーバーとして同席します。時間は、ケアプラン1件あたり60分程度を予定しています。

⑥報告書の送付（メール）

今後の業務に活かす資料として、面談当日の状況や気づき等をまとめた報告書をお渡しします。

⑦アンケートへの回答

点検後、簡単なアンケートにご回答いただきます。忌憚ないご意見をお聞かせください。

6 留意事項

（1）新型コロナウイルス感染症対策

ケアマネジャーの皆様におかれましては、重症化リスクの高い高齢者との関りが深いことから、対面形式での面談をご希望の場合、マスクの着用を推奨します。

（2）個人情報への配慮

ご提出いただいたケアプランは、面談実施後適切に処分します。

7 問合せ先

横浜市 健康福祉局 介護保険課 給付適正化担当
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
電話 045-671-4255 FAX 045-550-4237